

令和元年度（2019 年度）医療機能分化連携推進事業について

山口県地域医療構想の実現に向け、効率的で質の高い医療提供体制を構築していくため、既存病床の回復期病床への転換のための施設・設備整備や急性期機能の集約・強化のための施設・設備整備について、地域医療構想調整会議において、地域の目指す方向性との整合を確認した上で、県として支援を行う。

1 対象事業者

病床を有する医療機関

2 支援対象

(1) 回復期施設整備 ※H29～継続

対象	回復期病床への転換に必要な施設の増改築・改修に要する工事費等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・病棟の増改築に伴う病室の整備 ・既存病室の改修（多床室の個室化等） ・リハビリを行う機能訓練室の整備 ・廊下幅の拡張

(2) 回復期設備整備 ※H27～継続

対象	リハビリを行うための治療機器や訓練機器等の導入経費
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・物理療法を実施するための、超音波治療器や温浴療法用装置の導入 ・運動療法を実施するための、昇降練習用階段や平行棒、エアロバイクの導入

(3) 急性期施設整備事業 ※H30～継続

対象	圏域の課題解決に資する急性期機能の集約・強化に必要な施設の増改築・改修に要する工事費等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・病棟の増改築に伴う救急救命室・手術室・検査室等の整備

(4) 急性期設備整備事業 ※H31～新規

対象	圏域の課題解決に資する急性期機能の集約・強化に必要な設備整備
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・手術室設備や検査室設備など、急性期機能の集約・強化に必要な医療機器等の備品購入費

3 支援要件等

- ・医療機関の所在する地域の地域医療構想調整会議における合意を得ること
- (1) 回復期施設・設備整備
 - ・既存病床から回復期病床への転換であること
 - ・転換後の回復期病床は、地域包括ケア病棟又は回復期リハビリテーション病棟として届出を行うこと
 - ・事業実施以降の直近の年度の病床機能報告で、病床機能の変更を報告すること
- (2) 急性期施設・設備整備
 - ・圏域の課題解決に資する急性期機能の集約・強化に必要であること
 - ・急性期病床数を削減すること
- (3) その他
 - ・当補助金については予算の範囲内で補助するものとする
 - ・原則として計画年度の前年度の上半期中に事前協議を行うこと

4 交付額の算定方法

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1／2を乗じて得た額を交付額とする。

〈別表〉

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 下限額
回復期施設整備事業	(1)新築、増改築の場合 転換する回復期病床1床当たり 5,187.5千円 (2)改修の場合 転換する回復期病床1床当たり 3,624千円	回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟の建設や機能訓練室の整備等、回復期病床への転換に必要な施設の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	—
回復期設備整備事業	1 施設当たり 10,800千円	リハビリのための治療機器や訓練機器など、回復期機能を強化するために必要な医療機器等の備品購入費	1品につき 33千円
急性期施設整備事業	1 平方メートル当たり 231.7千円	急性期機能の集約・強化に必要な施設の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	—
新 急性期設備整備事業	(1) 医療機器 ((2)から(5)に掲げるものを除く。) 1か所当たり 251,640千円 (2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 61,713千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 61,713千円 (4) 小児救急専用医療機器 1か所当たり 61,713千円 (5) 重症外傷専用医療機器 1か所当たり 61,713千円	手術室設備や検査室設備など、急性期機能の集約・強化に必要な医療機器等の備品購入費	1品につき 33千円